

令和 5年 9月13日

福島県知事

内堀 雅雄 様

緊 急 要 望 書

福島県議会県民連合議員会

会 長 瓜 生 信一郎

9月8日から9日にかけて、台風第13号に伴う線状降水帯の影響により、浜通りを中心に甚大な被害をもたらしました。尊い命を失った方にご冥福をお祈り申し上げるとともに、お悔やみを申し上げます。さらに、家屋浸水などによって不自由な生活を送られている方々には、衷心よりお見舞いを申し上げます。

わが会派では、9日に災害対策本部を立ち上げ、10日に被災状況の調査を行い、被害の大きさを実感したところであります。

このたびの災害にあたり、県においては、被災市町村及び関係機関と連携し、災害復旧及び被災者への支援を早急に行うよう、下記のとおり要望いたします。

記

1 被災者の生活再建について

被災した住宅について、市町村等と連携し、早急な生活再建が図られるよう一層の支援策を講じること。

2 高齢者施設等の再開について

被災した高齢者施設や障がい者施設、店舗や事業所等についても、一日も早い業務の再開等が図られるよう必要な支援に努めること。

3 公共土木施設等の早期復旧について

被災した道路、河川等の早期復旧を図ること。

4 農林業の速やかな復旧について

農林業被害の把握に努めるとともに、農地・農業施設・林道等の復旧等必要な支援を行うこと。

5 被災自治体への支援について

復旧を進める上で、被害認定調査などの業務が増加することが見込まれるため、職員派遣等、被災市町村を積極的に支援し、早急な生活支援につなげること。